きょうと食の安心・安全アクションプランに係る平成18年度計画について(概要)

【基本方向】

府民の健康保護が最も重要であるとの基本認識のもとに、食の安心・安全を確保するため、従来の取組に加え、緊急に強化すべき課題について、情報公開の促進を基本に、次の3つの取組 を柱に施策を展開します。

安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立 生産から消費まで一貫した監視・指導・検査システムの構築 リスクコミュニケーションの促進と府民参画

【体系図】
1 安心・安全の基盤づくり 【安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立】
安全な食品の生産・製造・加工、流通を確保します
── 農薬の適正使用の徹底
- 米、京野菜などの戦略的な品目について生産履歴情報の開示の促進
― 農産物の総合的な品質管理向上対策の推進
- 家畜伝染病の予防措置の徹底
- 牛肉、鶏卵、鶏肉についてのトレーサビリティシステムの推進
── 畜産物の総合的な衛生管理向上対策の推進
─ 養殖現場での衛生管理意識の向上
│── 水産加工品における衛生管理意識の向上
生産者・事業者の衛生管理等による品質向上対策を推進します
自主衛生管理の取組みの強化、促進
- 京の食品安全管理プログラム(京都府独自の品質管理向上システム)の推進
人にやさしく環境に配慮した食品生産を推進します
── 環境にやさしい農業の推進
── 家畜排泄物の利活用と土づくりの推進
── 環境保全のための適正な養殖密度による管理の推進
└─ 食品リサイクルの一層の推進

- 1 -

京都府独自の登録制度等を創設します)

「きょうと食の安心・安全登録制度」(仮称)の創設

2 | 安心・安全の担保 【生産から消費までの一貫した監視・指導・検査システムの構築】 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化します) - 無登録農薬などの販売防止の徹底 - 土壌中の重金属の監視 - 家畜伝染病の予防対策の徹底 - 動物用医薬品の適正使用の徹底 - 府民の意見を反映した食品衛生についての監視 - 無承認・無許可医薬品(疑い)に対する監視の強化 - 監視結果等についての公表 - 検査内容の多様化・高度化に対応できる検査機器の整備などの検査体制の充実 - 関係機関の連携と職員の調査能力の向上 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策を徹底し、監視体制を強化します) - 家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制の整備 - 鶏の飼養状況とスクリーニング検査による食鳥肉の安心・安全の確保 - BSE検査による牛肉の安心・安全の確保 適正な食品表示を確保します - 食品表示に関する正確な知識の普及 - 食品の適正表示に対する監視・指導 - 食品表示の適正化についての府民参画

3 信頼づくり 【リスクコミニュケーションの促進と府民参画】 リスクコミュニケーションの促進と情報共有化を推進します 消費者団体との意見交換会の開催 食品の安心・安全情報や危害情報の拡充と迅速な提供 顔の見える関係づくりを推進します 生産者・事業者と消費者の「交流の場」づくり 消費者・生産者等との双方向での情報交流 食に関する学習活動を推進します 「食の安心・安全セミナー」の開催 年代等に応じた学習機会の提供

法令順守と事業者の社会的責任についての啓発